

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

社会保障審議会介護給付費分科会における、ユニット型施設の居室

面積に関する基準の改正及び認知症対応型共同生活介護等の

非常災害対策に関する基準の改正に係る諮問・報告・答申について

計7枚（本紙を除く）

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

Vol.156

平成22年8月4日

厚生労働省老健局高齢者支援課

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3971)
FAX：03-3595-3670

社会保障審議会介護給付費分科会における、ユニット型施設の居室面積に関する基準の改正及び認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正に係る諮問・報告・答申について

7月29日に開催されました社会保障審議会介護給付費分科会において、別添のとおり諮問・報告・答申がなされましたので情報提供いたします。

つきましては、今後とも制度の円滑な実施が図られるよう、よろしく願いいたします。

(情報提供する資料)

- | | |
|------------|---------|
| ・資料1-1・1-2 | 改正内容の概要 |
| ・資料2 | 諮問書 |
| ・資料3-1 | 報告書 |
| ・資料3-2 | 答申書 |

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上（介護保険施設全体で50%以上）とすることを目指し、ユニット型施設の整備を推進する中で、用地確保の問題や居住費負担の高さの問題が指摘されていることから、居室面積をある程度引き下げても、個室ユニット型施設の整備促進に資するよう、基準の改正を行う。

2. 改正の概要

介護保険法で規定される指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設及び老人福祉法で規定される特別養護老人ホームについて、ユニット型施設の1人当たり居室面積基準を現行の13.2m²から10.65m²に引き下げる。

3. 今後のスケジュール

手続が整い次第パブリックコメントを開始し、終了後、公布・施行（9月頃を予定）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等
の一部を改正する省令について

1. 改正の概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第2項及び第115条の14第2項の規定に基づく運営基準において、定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、「地域住民の参加が得られるよう努めること」を規定する。

2. 改正の理由

本年3月に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査」を実施。緊急調査の結果から、認知症高齢者グループホームにおける避難訓練等の防火安全体制に関する地域住民との連携が不十分であることが明らかになったため。（※ 併せて小規模多機能型居宅介護についても同様の改正を行う。）

【認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査より】

* 避難訓練の実施にあたって

近隣住民の参加を求めている事業所 …… 26.5%

* 運営推進会議において、

消防関係者の出席又は協議をしたことが無い事業所 …… 61.0%

3. 今後のスケジュール

手続が整い次第パブリックコメントを開始し、終了後、公布・施行（9月頃を予定）



資料 2

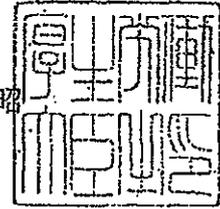
社保審一介護給付費分科会
第66回 (H22. 7. 29) 資料 3

厚生労働省発老0729第1号
平成22年7月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

長妻



諮 問 書

(介護保険施設におけるユニット型施設の1人当たり居室面積に関する基準の改正及び認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項及び第115条の14第3項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

1 介護保険施設におけるユニット型施設の1人当たり居室面積に関する基準の改正

○ 各施設の基準省令において、ユニット型施設の1人当たり居室面積基準について、現行基準の13.2㎡から10.65㎡に引き下げる。

○ 対象施設

- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 指定介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 指定介護療養型医療施設

2 認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正

○ 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護の運営基準において定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、「地域住民の参加が得られるよう努めること」を規定する。



資料 3-1



分介発 0729 第 1 号
平成 22 年 7 月 29 日

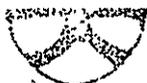
社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森



指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の一部改正について（報告）

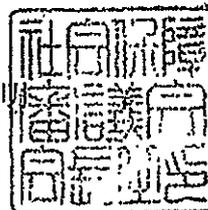
平成 22 年 7 月 29 日厚生労働省発老 0729 第 1 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問の通り改正することを了承するとの結論を得たので報告する。



社保審発0729第1号
平成22年7月29日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

社会保障審議会
会長 貝塚 啓



指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正について（答申）

平成22年7月29日厚生労働省発老0729第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。